

①ユニット型老人福祉施設サービス費

介護度区分	要件	単位	利用料金 単位×10.9円	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
要介護1	ユニット型個室	670単位/日	7,303円/日	730円/日	1,460円/日	2,190円/日
要介護2	ユニット型個室	740単位/日	8,066円/日	806円/日	1,613円/日	2,419円/日
要介護3	ユニット型個室	815単位/日	8,883円/日	888円/日	1,776円/日	2,664円/日
要介護4	ユニット型個室	886単位/日	9,657円/日	965円/日	1,931円/日	2,897円/日
要介護5	ユニット型個室	955単位/日	10,409円/日	1,040円/日	2,081円/日	3,122円/日

②加算について

個別の実施状況及び施設の体制に応じて下記のとおり加算させていただきます。

加算項目	要件	単位	利用料金 単位×10.9円	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	一定期間に要介護4、5の高齢者もしくは認知症を有する高齢者、または医療的な行為を必要とする高齢者が一定以上の割合で入居した場合。	46単位/日	501円/日	50円/日	100円/日	150円/日
看護体制加算(Ⅰ) □	常勤の看護師を1名以上配置した場合。	4単位/日	43円/日	4円/日	8円/日	12円/日
看護体制加算(Ⅱ) □	4名以上の看護師を配置した場合。	8単位/日	87円/日	8円/日	17円/日	26円/日
夜勤職員配置加算(Ⅱ) □	一定数以上の介護職員又は看護師を配置。	18単位/日	196円/日	19円/日	39円/日	58円/日
夜勤職員配置加算(Ⅳ) □	夜勤帯を通じて看護職員を配置していること又は喀痰吸引の実施できる介護職員を配置した場合。	21単位/日	228円/日	22円/日	45円/日	68円/日
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	リハビリテーションを実施している医療提供施設、訪問など外部からセラピストが施設に訪問し介護施設の職員と協働で計画作成と実施。	100単位/月	1,090円/月	109円/月	218円/月	327円/月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	・訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定。	200単位/月	2,180円/月	218円/月	436円/月	654円/月
初期加算	入居から30日間もしくは30日以上入院後の再入居した場合。	30単位/日	327円/日	32円/日	65円/日	98円/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)	理学療法士等を基準以上配置し、機能訓練計画書の作成と実施をした場合。	12単位/日	130円/日	13円/日	26円/日	39円/日
個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚労省に提出し、機能訓練の実施にあたり必要な情報を活用すること。	20単位/月	218円/月	21円/月	43円/月	65円/月
個別機能訓練加算(Ⅲ) 【新設】	口腔衛生管理加算および栄養マネジメント加算を算定していること。	20単位/月	218円/月	21円/月	43円/月	65円/月

加算項目	要件	単位	利用料金 単位×10.9円	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
ADL維持加算(Ⅰ)	イ) 利用者等(当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。 ロ) 利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 ハ) 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。	30単位/月	327円/月	32円/月	65円/月	98円/月
ADL維持加算(Ⅱ)	・ADL維持等加算(Ⅰ)のイとロの要件を満たすこと。 ・評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。	60単位/月	654円/月	65円/月	130円/月	196円/月
若年性認知症受入加算	初老期における認知症者に対し施設サービスを提供した場合。	120単位/日	1,308円/日	130円/日	261円/日	392円/日
常勤医師配置加算	常勤であり専任の医師を1人配置した場合。	25単位/日	272円/日	27円/日	54円/日	81円/日
精神科医師定期的療養指導加算	精神科医による定期的な療養指導が一定数以上行われている場合。	5単位/日	54円/日	5円/日	10円/日	16円/日
外泊時費用加算	病院への入院および外泊した場合(月に6日が限度)。入院又は外泊時費用の算定期間中に短期入所生活介護としてベッドを活用した場合は費用は算定しない。	246単位/日	2,681円/日	268円/日	536円/日	804円/日
外泊時在宅サービス利用費用	入居者が居宅に外泊し、施設から居宅サービスを提供した場合。	560単位/日	6,104円/日	610円/日	1,220円/日	1,831円/日
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し入所時とは大きくことなる栄養管理が必要になった場合に当該医療機関での栄養食指導に同席し再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養計画の原案を作成した場合。	400単位/月	4,360円/月	436円/月	872円/月	1,308円/月
退所時相談援助加算	入居者が在宅復帰する場合、居宅サービス等の利用につなげるために退所時の相談援助を行った場合。	400単位/回	4,360円/回	436円/回	872円/回	1,308円/回
退所前連携加算	居宅介護支援事業所と連携して退所後の居宅サービス等の利用について調整を行った場合。	500単位/回	5,450円/回	545円/回	1,090円/回	1,635円/回
退所後訪問相談援助加算	退所後に入所者の居宅を訪問し居宅サービスの利用に関しての相談援助を行った場合	460単位/回	5,014円/回	501円/回	1,002円/回	1,504円/回
退所時栄養情報連携加算 【新設】	居宅に退所する場合に、当該入居者の主治医の属する病院又は診療所、入院の場合は当該医療機関に栄養管理に関する情報を提供した場合。栄養マネジメント加算を算定している場合は算定しない。	70単位/回	763円/回	76円/回	152円/回	228円/回
退所時情報提供加算 【新設】	入所者が退所し医療機関に入院する場合において、心身状況や生活歴などの情報を提供した場合。	250単位/回	2,725円/回	272円/回	545円/回	817円/回
在宅復帰支援加算	入所者が在宅に退所するにあたり、入居者および家族と連絡調整を行った場合。	10単位/日	109円/日	10円/日	21円/日	32円/日
在宅・入所相互利用加算	在宅での生活を可能な限り継続できるように、複数人で計画的にベッドを共有し入所期間と退所期間を定めた場合。	40単位/日	436円/日	43円/日	87円/日	130円/日

加算項目	要件	単位	利用料金 単位×10.9円	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
協力医療機関連携加算 (Ⅰ) 【新設】	協力医療機関との間で、当該入所者の病歴等の情報を共有する機会を定期的に開催しており下記の要件を満たしている場合。 ①医師又は看護師の相談体制が常時確保されている ②診療の体制を常時確保している ③入院を原則として受け入れる体制を確保している	50単位/月	545円/月	54円/月	109円/月	163円/月
協力医療機関連携加算 (Ⅱ) 【新設】	協力医療機関との間で、当該入所者の病歴等の情報を共有する機会を定期的に開催しており下記の要件を満たしている場合。 ①～③の要件を満たしていない場合	5単位/月	54円/月	5円/月	10円/月	16円/月
栄養ケアマネジメント 強化加算	・管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50（施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70）で除して得た数以上配置すること。 ・低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した（共同である証拠）、栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。 ・低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること。 ・入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること	11単位/日	119円/日	11円/日	23円/日	35円/日
経口移行加算	経口移行計画に従い支援が行われた場合。	28単位/日	305円/日	30円/日	61円/日	91円/日
経口維持加算（Ⅰ）	現に誤嚥しミールラウンド*を行いその後、会議にて計画を作成し、医師の指示にて栄養管理を行った場合。	400単位/月	4,360円/月	436円/月	872円/月	1,308円/月
経口維持加算（Ⅱ）	ミールラウンドおよび会議に医師等が参加した場合。	100単位/月	1,090円/月	109円/月	218円/月	327円/月
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月2回以上行う事 ・歯科衛生士による技術的助言や指導 ・実施記録の整備	90単位/月	981円/月	98円/月	196円/月	294円/月
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	・加算（Ⅰ）の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること	110単位/月	1,199円/月	119円/月	239円/月	359円/月
療養食加算	医師の指示のもと療養食を提供した場合。 6単位/食ごとに算定。	18単位/日	196円/日	19円/日	39円/日	58円/日
特別送迎加算 【新設】	透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難であるものに対して1ヶ月に12回以上の送迎を行った場合	594単位/月	6,474円/月	647円/月	1,294円/月	1,942円/月
配置医師緊急時対応加算	配置医師が求めに応じ、早朝、夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行った場合。	早朝 夜間 650単位/回 深夜 1,300単位/回	7085円/回 1,417円/回	709円/回 1,417円/回	1,510円/回 2,835円/回	2,126円/回 4,251円/回
看取り介護加算 ①	看取り援助を実施した場合。 死亡日。	1,280単位/日	13,952円/日	1,395円/日	2,790円/日	4,185円/日
看取り介護加算 ②	死亡日前日および前々日。	680単位/日	7,412円/日	741円/日	1,482円/日	2,223円/日
看取り介護加算 ③	死亡日以前4日以上30日以下。	144単位/日	1,569円/日	156円/日	313円/日	470円/日
看取り介護加算 ④	死亡日45日前～31日前	72単位/日	784円/日	78円/日	156円/日	235円/日

加算項目	要件	単位	利用料金 単位×10.9円	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	認知症を有する入居者が半数以上であり専門的な研修を終了した者を一定数配置した場合。	3単位/日	32円/日	3円/日	6円/日	9円/日
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	認知症を有する入居者が半数以上であり専門的な研修を終了した者を一定数配置し職員の指導等を実施している場合。	4単位/日	43円/日	4円/日	8円/日	12円/日
認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (新設)	認知症の行動・心理症状予防及び出現時の早期対応に資するチームケアを提供した場合。 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了しているもの等を1名以上配置した場合。	150単位/月	1,635円/月	163円/月	327円/月	490円/月
認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (新設)	認知症の行動・心理症状予防及び出現時の早期対応に資するチームケアを提供した場合。 認知症に係る専門的な研修を修了しているもの等を1名以上配置した場合。	120単位/月	1,308円/月	130円/月	261円/月	392円/月
認知症行動・心理症状緊急 対応加算	医師が認知症を認め、在宅が困難な要介護状態の方の緊急受入をした場合(7日を限度とする)。	200単位/日	2,180円/日	218円/日	436円/日	654円/日
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	イ) 入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも三月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること。 ロ) イの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。 ハ) 入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状態について定期的に記録していること。 ニ) イの評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。	3単位/月	32円/月	3円/月	6円/月	9円/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。	13単位/月	141円/月	14円/月	28円/月	42円/月
排泄支援加算(Ⅰ)	イ) 排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも六月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。 ロ) イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。 ハ) イの評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。	10単位/月	109円/月	10円/月	21円/月	32円/月
排泄支援加算(Ⅱ)	・施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない ・又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること。	15単位/月	163円/月	16円/月	32円/月	48円/月
排泄支援加算(Ⅲ)	・施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない ・かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。	20単位/月	218円/月	21円/月	43円/月	65円/月

加算項目	要件	単位	利用料金 単位×10.9円	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
自立支援促進加算	イ) 医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも六月に一回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること。 ロ) イの医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。 ハ) イの医学的評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直していること。 二) イの医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	280単位/月	3,052円/月	305円/月	610円/月	915円/月
科学的介護促進体制加算 (Ⅰ)	・入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	40単位/月	436円/月	43円/月	87円/月	130円/月
科学的介護促進体制加算 (Ⅱ)	・上記に加え入所者・利用者ごとの、疾病の状況を厚生労働省に提出していること。	50単位/月	545円/月	54円/月	109円/月	163円/月
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。	20単位/初回	218円/回	21円/回	43円/回	65円/回
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ) 【新設】	新興感染症の発生時等の対応の体制を確保していること。 感染症の発生時に協力医療機関と連携し適切に対応していること。医療機関又は医師会の院内感染に関する研修に1年に1回以上参加していること。	10単位/月	109円/月	10円/月	21円/月	32円/月
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ) 【新設】	3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。	5単位/月	54円/月	5円/月	10円/月	16円/月
新興感染症等施設療養費 【新設】	新興感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当するサービスを行った場合に、1ヶ月に1回、連続する5日を限度に算定する。	240単位/日	2,616円/日	261円/日	523円/日	784円/日
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ) 【新設】	委員会の開催、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。指定された見守り機器をすべて導入していること。1年以内に1回、業務改善の取組による効果を示すデータを提供していること。	100単位/月	1,090円/月	109円/月	218円/月	327円/月
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) 【新設】	委員会の開催、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。見守り機器を導入していること。1年以内に1回、業務改善の取組による効果を示すデータを提供していること。	10単位/月	109円/月	10円/月	21円/月	32円/月
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) □	「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特別処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が1本化されました。加算Ⅰイに加え、令和8年度要件を満たすこと。	所定単位数に17.6/100を乗じたもの(加算率17.6%)×10.9円				

③居住費・食費

入居者負担額	入居者負担額（一日あたり）		
	居住費		食費
第4段階	ユニット型個室	2,850円	1,980円
第3段階②	ユニット型個室	1,470円	1,420円
第3段階①	ユニット型個室	1,370円	680円
第2段階	ユニット型個室	880円	390円
第1段階	ユニット型個室	880円	300円

※ 入居者負担額の決定は、保険者（市区町村）により行われます。

④その他のサービス料

	金額	条件	備考
預り金管理	3,000円	1か月あたり	通帳管理
日常費用支払代行費用	2,000円	1か月あたり	小口現金管理及び買い物代行 別途同意書あり
理美容 カット費	実費	1回	カット パーマ カラー等
個別機器電気代	100円	1日	何個でも100円/日 別途同意書あり
インフルエンザ 予防接種費用等	実費	1回	実費
日常生活費等	実費	入居者、その家族の自由な選択に基づき希望を確認したうえで、施設が代理購入し提供したもの	
特別な食事	実費	入居者が特別に希望した食事費用の実費等	
サークル活動費	実費	個人保管の作品材料費等 別途同意書あり	
嗜好等に関わる 交通費	タクシー料金に準じる		施設車両を使用の場合
	実費		介護タクシー、公共交通機関を利用の場合等
嗜好等に関わる諸経費	実費	駐車場代、入場料、食事代等	
所持品 処分料金	実費	粗大ごみ：板橋区に粗大ごみの処分を依頼します。 他のゴミ：原則、ご家族様にお持ち帰りを依頼していますが、施設処分をする場合は、処分費用をお支払い頂きます。	

私は、重要事項説明書別表（料金表）についての説明を受け同意いたします。

令和 年 月 日

【入居者】

住所

氏名

【入居者代理人】

住所

氏名

【説明者】 社会福祉法人 翠生会 特別養護老人ホーム 音羽台レジデンス

氏名

高橋 寛昌

生活相談員